高山市条例第７号

高山市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月７日

高山市長　　田　中　　明

高山市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

高山市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年高山市条例第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（登録） 第４条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	（登録） 第４条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。